

平成28年度第4回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成28年8月31日 午前9時～午前9時25分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (13名)

高石袈治夫・窪内康夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹
和田正夫・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江・伊藤正枝
澤田順一・永野博隆

4. 欠席委員 川井高廣
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 吉村雅愛 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：おはようございます。時間になりましたので平成28年度第4回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。

会長：おはようございます。朝晩急に涼しくなってきましたが、今年の稲は豊作ではなかろうかと思えます。平成28年度の第4回土佐町農業委員会総会を開会をします。本日の会議録署名委員の指名を行います。11番 西村美佐江 委員、12番 伊藤正枝 委員の2名を指名致しますのでよろしくお願ひします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。資料2枚目に案件の概要を記載した一覧表を付けておりますので、ご覧ください。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、登記地目 畑、現況 荒畑、面積413平米。同じく2488番地1、登記地目 田、現況 荒畑、面積345平米。2筆の合計が758平米です。場所は、地藏寺の交番の近くです。売買による所有権移転で、売買価格は宅地200㎡1筆を含む合計3筆で60万円です。10アールあたりの額は、3筆の合計面積で換算すると約626,300円です。ここ数年は不耕作ですが譲受人が畑で耕作予定です。資料中の右端の欄の耕作状況とあるのは、譲受人のXXXXXXXXXXさんの、この申請分と現在の耕作地を合わせた面積が入っています。土佐町では30アール以上でない農地の所有等ができないので、確認のため掲載しています。譲受人の自宅からの通作は車で10分で、農機具も所有しています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長：担当農業委員は自分ですので補足です。正直なところ今は草が茂って木があります。隣には家がありますが朽ちている状況です。今回は3条で申請があつていますが、ここについてはXXXXXXXXXXさんの娘さんが隣接地に家を建てたいと、いずれはXXXXXXXXXXさんも一緒に住むことも聞いています。手前の農地から進入道を作りたいそうです。ただ、水路と人が通れるぐらいの道があります。次には5条の転用申請が出てくると思います。ここは農振農用地ですので今回と同時に5条申請ができません。農振除外の手続きを先に行う必要があります。その付近の農地で一部崩落している

所もあって、原因はその農地の上側を水路が通っておりますが、このあたりが水路の最後ですが、そこに大カーブもあり、大雨時にこのあたりで耕作する人がいなくなって水路の見合しができずにつまんで水があふれたので農地が崩壊したということです。家を建てるには重機も入るだろうし、資材も運び込むでしょうから進入路が必要ということです。ここに家を建てたい一番の理由は、ここが日当たりがいい所だからですが、地蔵寺としては人が住んでくれて農地も管理してくれるならありがたいと思っています。土地代が高いか安いかは判断しかねますが、宅地もついでに値段なので。事前に皆さんにお伝えしておきますが、宅地の前に赤線と青線があります。赤線と宅地の高低差が1メートルはあります。水路沿いに進入路を坂道で作るかどうかわかりませんが、赤線は40センチの幅がありますのでそこを車が通ってよいかということもあります。

事務局 秦泉寺：水路と既存の道の件については町の建設課に確認したところ、道については機能を損なわなければ町との協議でかまわないということでした。

会長：道をつけるのも費用が掛かるでしょうね。

仁井田委員：図面に細い線が2本ありますが、太い方が水路ですか。

事務局 秦泉寺：細い方が水路です。

伊藤弘康委員：水路を渡ってから自分の土地に入ってからスロープなどをつけるべきではないですか。自分の地区でも自宅の前の側溝などを勝手に蓋をしておいて、大雨の時には詰まって、排水が悪くなったと言って町に改修をしてくれとかあります。自分をつけるなら管理ができるようにするのが適切だと思います。そういうことを許可したらきりがなくなるのではないかと心配します。

会長：進入路については今回の案件ではありませんので、転用については申請があった時に協議をしたいと思います。本件について他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。その他について事務局からお願いします。

事務局：事務連絡が3点あります。一つ目、総会開催日についてですが、4月の総会で月末ごろ開催と申し合わせをしましたが、お仕事の都合もあるかと思っておりますので固定の日や、例えば最終の名に曜日にするとか決めた方がよいのではと事務局から提案です。

会長：総会の日を固定にしないかということです。

事務局長：今は案件のある月の10日頃にならないと日が分からないので、固定にすると予定も立ていただきやすいのではないかと思います。固定の日にした場合は、その日が土日なら手前にするとかです。

会長：変則の場合もありますか。

事務局長：11月は産業祭の日の23日で固定です。12月は少し早めになるかと思っております。

会長：曜日を固定するより日にち指定がいいのではないですか。

澤田委員：自分はお荷の都合で言うと金曜日がいいです。

会長：希望はお伺いしましたが、28日の固定にしてはどうでしょうか。28日が土日の場合は手前に開催で。

他委員：異議なし。

会長：では次回より28日としたいと思います。次をお願いします。

事務局 秦泉寺：議事録公表についてですが、28年度分より町のホームページに掲載をします。個人名や申請者等の住所は黒塗りにして掲載します。それから9月15日研修出欠について提出がまだの方は提出をお願いします。本日の集落営農の研修のバスが本庁前から出ますので移動をお

願います。

会長：他に委員の方から何かありますか。

他委員：なし。

会長：無いようですので、以上で第4回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会会長

高石 裴治夫

議事録署名委員

伊藤 正枝

議事録署名委員

山下 美佐江